

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波有効利用委員会 報告(案)

諮問第 30 号

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち

「周波数割当の在り方」(携帯電話等周波数の有効利用)について

令和 8 年 9 月

目次

はじめに	2
第1章 検討の背景・経緯	3
1-1 携帯電話等周波数の割当に関する制度	3
1-1-1 特定基地局の開設計画の認定制度	3
1-1-2 携帯電話等周波数の一斉再免許制度	4
1-1-3 携帯電話等周波数の再割当制度	6
1-1-4 電波の利用状況調査及び有効利用評価制度	7
1-2 モバイルネットワーク整備に関する最近の動向	8
1-2-1 携帯電話等周波数の割当状況	8
1-2-2 特定基地局の開設計画の認定の有効期間	9
1-2-3 移動通信トラヒックの動向と今後の見通し	9
1-2-4 モバイルネットワーク整備に関する最近の動向	11
1-2-5 「デジタルインフラ整備計画 2030」の策定	13
1-3 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置	15
1-3-1 携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題	15
1-3-2 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置	16
第2章 検討に当たっての基本的な考え方	19
2-1 一斉再免許の基本的な考え方	19
2-2 検討の進め方	20
第3章 次期一斉再免許に向けた制度的な対応の方向性	22
3-1 論点	22
3-2 主な意見	22
3-2-1 構成員からの主な意見	22
3-2-2 事業者からの主な意見	23
3-3 考え方	24
第4章 次期一斉再免許に向けた審査基準に係る対応の方向性	26
4-1 論点	26
4-2 主な意見	26
4-2-1 構成員からの主な意見	26
4-2-2 事業者からの主な意見	27
4-3 次期一斉再免許に向けた審査基準に係る対応の方向性	30
4-4 具体的な審査基準の考え方	31
4-4-1 周波数帯ごとの技術的特性に応じた審査	31
4-4-2 周波数帯共通の審査	32
4-4-3 その他必要な事項	33

第5章	その他の主な意見	35
5-1	構成員からの主な意見	35
5-2	事業者からの主な意見	35
第6章	今後の進め方	37
6-1	携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた今後の進め方	37
6-2	作業班の今後の進め方	37

はじめに

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会（主査：藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授。以下「委員会」という。）は、令和 7 年諮問第 30 号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」に基づき、携帯電話等（携帯電話及び全国 BWA（Broadband Wireless Access）をいう。以下同じ。）周波数の有効利用について検討を行うため、令和 8 年 3 月に「携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班」（主任：藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授。以下「作業班」という。）を設置した。

作業班は、令和 8 年 4 月から 8 月にかけて計 5 回の会合を開催し、令和 9 年 10 月に予定されている携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた制度的対応等について、専門的な見地から、具体的かつ集中的な検討を行った。

本報告は、作業班及び委員会におけるこれまでの検討の結果を踏まえ、「一次とりまとめ」としてまとめたものである。

第 1 章 検討の背景・経緯

第 1 章は、携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班を設置するまでの背景・経緯として、携帯電話等周波数の割当に関する制度、我が国におけるモバイルネットワーク整備に関する最近の動向や、携帯電話等周波数の有効利用に向けた課題等をまとめたものである。

1－1 携帯電話等周波数の割当に関する制度

1－1－1 特定基地局の開設計画の認定制度

携帯電話等周波数については、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 27 条の 14 に基づく特定基地局の開設計画の認定制度等により割り当てられてきた。

特定基地局の開設計画の認定制度とは、携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）について、特定基地局の開設計画（基地局の整備計画。以下「開設計画」という。）の認定を受けた者のみが、一定期間（原則 10 年間）、排他的な免許申請が可能となる制度である。

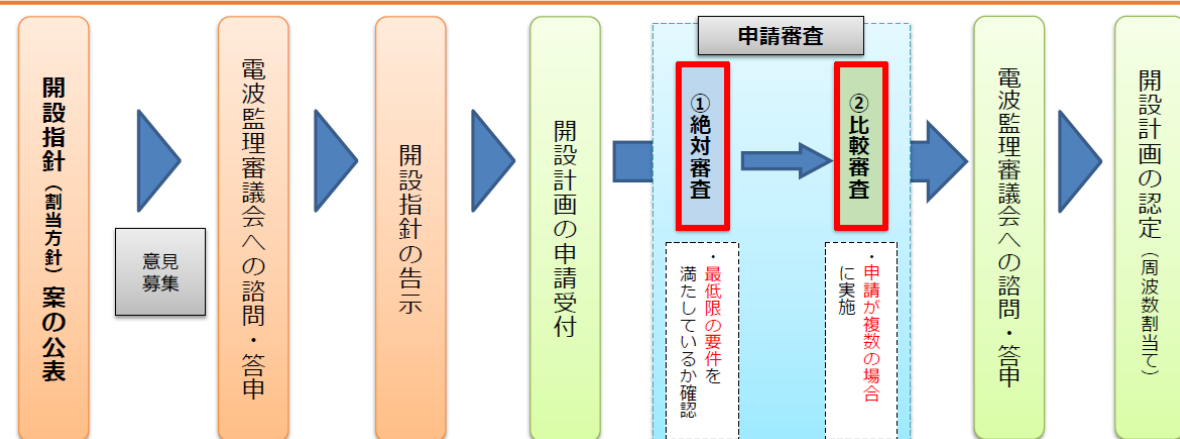
開設計画の認定による携帯電話事業者及び全国 BWA 事業者（以下「携帯電話事業者等」という。）への周波数割当ては、電波法上、①特定基地局の開設指針（以下「開設指針」という。）の策定、②開設計画の申請の受付、③開設計画について開設指針に照らして審査・認定という手順で実施される。

また、令和元年電波法改正により、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度が整備され、開設計画に、周波数の経済的価値を踏まえて、申請者が申請する周波数の評価額（特定基地局開設料）を記載するとともに、特定基地局開設料も考慮して、総合的に審査を行うこととされた。

携帯電話等周波数の割当方式（特定基地局の開設計画の認定制度）

1

- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、**開設計画**（基地局の整備計画）の認定を受けた者のみが、一定期間（原則10年間）、特定基地局の**免許申請が可能**【電波法第27条の18】
- 携帯電話事業者への周波数割当ては、電波法上、次の手順で実施【電波法第27条の12・第27条の14】
 - ① 審査基準等を示す**開設指針**（割当方針）を作成【パブリックコメント及び電波監理審議会への諮問・答申が必要】
 - ② 開設計画の申請の受付
 - ③ 開設指針に照らして審査・認定【開設計画の認定には、電波監理審議会への諮問・答申が必要】
- 令和元年電波法改正により、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を整備。
 - ・ 開設計画に、周波数の経済的価値を踏まえて、申請者が申請する周波数の**評価額**（特定基地局開設料）を記載
 - ・ 特定基地局開設料も考慮して、総合的に審査



【図 作業班資料 1－1 p 1】

1－1－2 携帯電話等周波数の一斉再免許制度

無線局を開設するためには総務大臣より免許を付与される必要があり（電波法第4条）、免許の有効期限は免許の日から起算して5年以内の総務省令の定める期間となるが、有効期限前に申請を行うことにより再免許を取得することも可能である（電波法第13条第1項）。

携帯電話等の無線局の再免許については、個別の免許単位で、有効期限が到来する無線局から順次、再免許の申請がなされ、審査が行われていたため、再免許時に移动通信システム全体としての周波数の有効利用の度合いを把握し、審査することが難しい状況となっていた。

そのため、「電波政策 2020 懇談会報告書」（平成 28 年 7 月）において、「移动通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する観点から、再免許申請について、移动通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みと

して再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべきである」とされたことを受け、携帯電話等の無線局の再免許に関する制度について、次のとおり見直しが行われた。

①一斉再免許制度の導入

携帯電話等の無線局の免許について、有効期限の時期を揃えることにより、再免許を同時期に一斉に行う「一斉再免許」が導入された（次回の一斉再免許は、令和9年10月。）。

②再免許申請時の将来業務計画の提出

再免許申請の際、次の免許期間中の基地局整備計画等を記載した「将来の業務計画等」（以下「将来業務計画」という。）を提出することとされた。他方で、将来業務計画については、形式的な審査のみに留まっており、その内容の適正性については審査が行われていない。

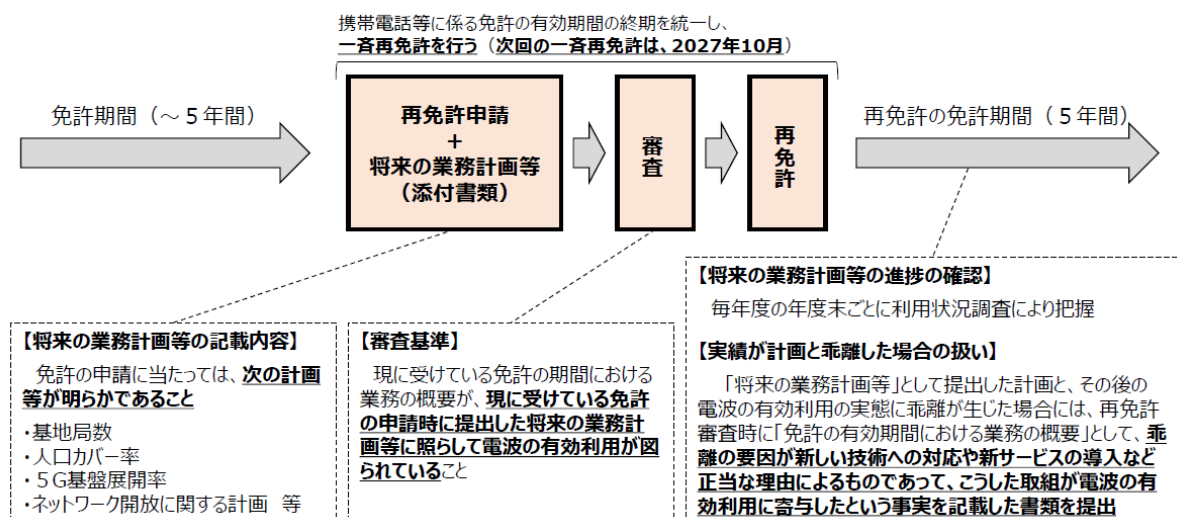
（参考） 現行の携帯電話等無線局の再免許制度

7

- 「電波政策2020懇談会 報告書」（2016年7月）において、「再免許申請について、移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべき」とされたことを受け、再免許制度を以下のとおり見直し。

- ①携帯電話等の無線局の再免許を時期を揃えて行う「一斉再免許」を導入（**次回の一斉再免許は2027年10月**）
- ②再免許申請の際、次の免許期間中の基地局整備計画等を記載した「将来の業務計画等」の提出を求める

携帯電話等の再免許制度の概要



【図 作業班資料4－1 p 7】

1-1-3 携帯電話等周波数の再割当制度

「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書」（令和3年8月）において、携帯電話等の周波数の固定化に対応するため、携帯電話等周波数の再割当制度の導入が提言された。

当該報告書を踏まえ、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和4年法律第63号）により、携帯電話等周波数の再割当制度が導入された。

当該制度では、携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、いずれかの場合に再割当てができることとされている。

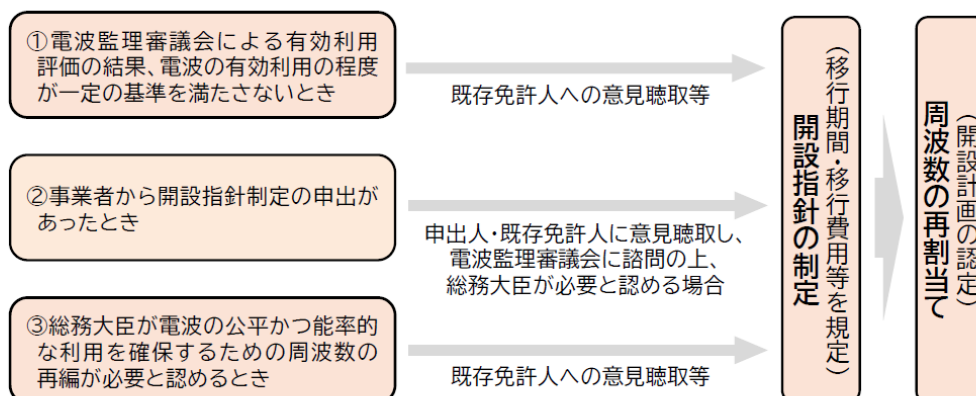
- ・電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）の結果が一定の基準を満たさないとき
- ・開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき
- ・電波の公平かつ能率的な利用を確保するために周波数の再編が必要と総務大臣が認めるとき

携帯電話等周波数の再割当制度

2

- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができる※。
- 電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき
 - **開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
 - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するために**周波数の再編が必要**と総務大臣が認めるとき

※ 令和4年の電波法改正により競願の申出ができる制度を新設



※1 排他的に免許申請できる期間は原則10年。

※2 周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用が可能。

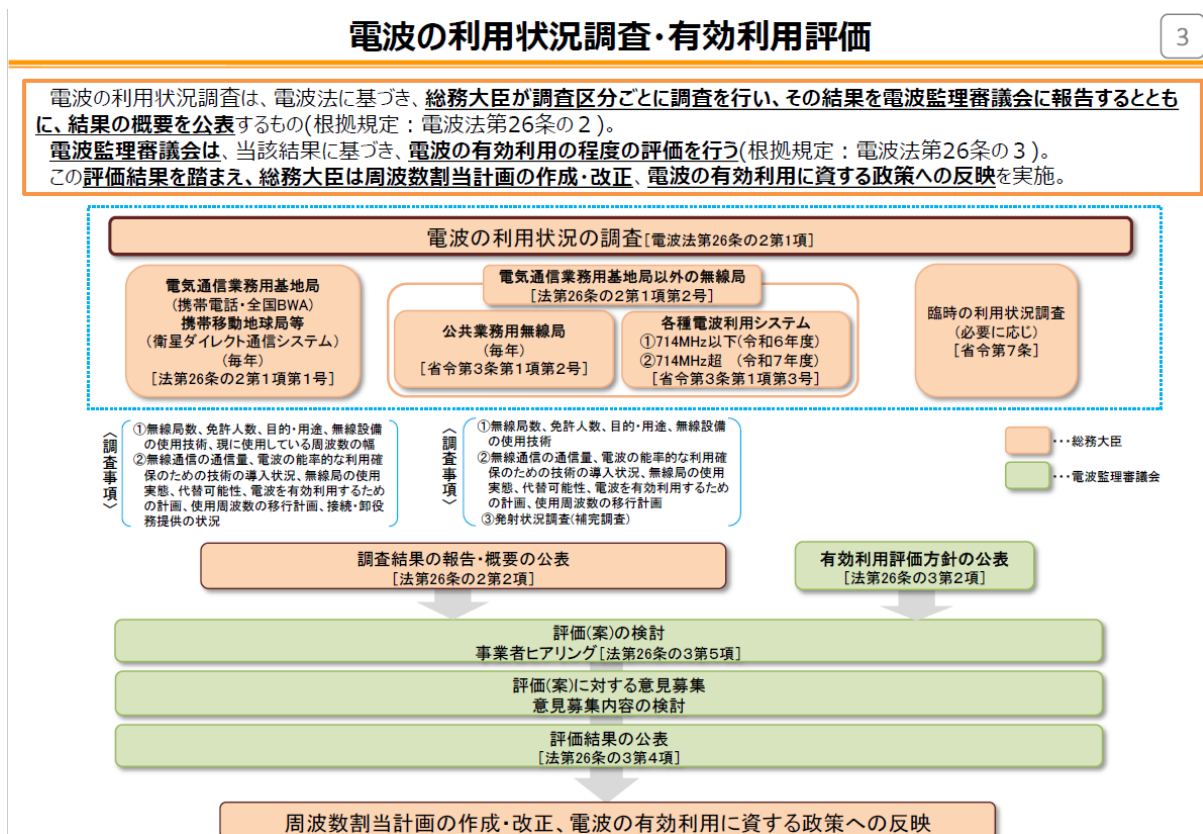
※3 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあつせん・仲裁の申請が可能。

1－1－4 電波の利用状況調査及び有効利用評価制度

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表するものである。

従来は、総務大臣が、当該結果に基づき、有効利用評価を行ってきたが、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和4年法律第63号）により、電波監理審議会が、有効利用評価を行うこととされた。

この有効利用評価の結果を踏まえ、総務大臣は、周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映を実施することとなっている。



1-2 モバイルネットワーク整備に関する最近の動向

1-2-1 携帯電話等周波数の割当状況

携帯電話等周波数については、特定基地局の開設計画の認定制度が平成12年の電波法改正により導入されて以降、累次に渡り当該制度に基づく周波数割当てが行われてきた。

現在では、携帯電話事業者5者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）及び全国BWA事業者2者（UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社）の計7者が、同制度によって周波数を割り当てられている¹。

直近では、令和5年10月に楽天モバイル株式会社に対して700MHz帯の割当てを実施したほか、令和6年12月にソフトバンク株式会社に対して4.9GHz帯の割当てを実施している。

携帯電話等周波数の割当状況

4

- 携帯電話事業者・全国BWA事業者7社に周波数を割当て。
- 2023年10月に、楽天モバイル株式会社に対して、700MHz帯の割当てを実施。
- 2024年12月に、ソフトバンク株式会社に対して、4.9GHz帯の割当てを実施。

【移動通信システム用周波数の割当状況（2026年3月時点）】

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯 4.0GHz帯	4.5GHz帯 4.9GHz帯	28GHz帯	合計
	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	
 docomo	20MHz 2012年認定 2022年満了	30MHz		30MHz 2009年認定 2014年満了	40MHz 東名阪のみ 2006年認定 2011年満了	40MHz			40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz 2014年認定 2019年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	400MHz 2019年認定 2024年満了	840MHz
 au	20MHz 2012年認定 2022年満了	30MHz		20MHz 2009年認定 2014年満了	40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz	40MHz 2022年認定 2027年満了			40MHz 2014年認定 2019年満了	200MHz 2019年認定 2024年満了		400MHz 2019年認定 2024年満了	830MHz
 UQ Communications								50MHz うち20MHz うち30MHz		2013年認定、 2018年満了 2007年認定、 2012年満了				50MHz
 SoftBank	20MHz 2012年認定 2022年満了		30MHz 2012年認定 2022年満了	20MHz 2009年認定 2014年満了	30MHz 2005年認定 2010年満了	40MHz			40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz 2014年認定 2019年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	100MHz 2024年認定 2040年満了	400MHz 2019年認定 2024年満了	820MHz
 WIRELESS CITY PLANNING								30MHz 2007年認定 2012年満了						30MHz
 Rakuten Mobile	6MHz 2023年認定 2033年満了				80MHz うち40MHz（東名阪以外） 2021年認定、2028年満了 うち40MHz（全国） 2018年認定、2028年満了						100MHz 2019年認定 2024年満了		400MHz 2019年認定 2024年満了	586MHz
合計	66MHz	60MHz	30MHz	70MHz	190MHz	120MHz	40MHz	80MHz	80MHz	120MHz	500MHz	200MHz	1600MHz	3,156MHz

認定期間中の周波数

認定期間が満了した周波数

開設計画の認定に係らない周波数

¹ 特定基地局の開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯を含む。

1－2－2 特定基地局の開設計画の認定の有効期間

特定基地局の開設計画の認定には、有効期間が定められており、制度導入当初は、原則 5 年間であったところ、令和 4 年の電波法改正により、原則 10 年間²に改められた。

直近では、令和 6 年 4 月に 5 G 用に初めて割り当てられた周波数帯（3.7GHz 帯、4.0GHz 帯及び 28GHz 帯）の認定の有効期間が満了し、今後、令和 9 年 5 月には 2.3GHz 帯、令和 10 年 4 月には 4 G 用に割り当てられた 1.7GHz 帯／3.4GHz 帯及び 5 G 用に割り当てられた 1.7GHz 帯の認定の有効期間が満了する予定である。

【開設計画の認定期間中の周波数帯】

2023年度末

↓

2028年度末

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9GHz帯	28GHz帯
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100		400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9GHz帯	28GHz帯
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100	100	400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400

※黄色で塗っている周波数は、認定期間中の周波数帯

【図 作業班資料 1－1 p 6 より抜粋】

1－2－3 移動通信トラヒックの動向と今後の見通し

移動通信トラヒック（月間平均トラヒック）は急増しており、直近 10 年間では約 8.8 倍に増加している。また、直近でも 1 年間で約 1.2 倍のペースで増加し続けてい

² 既存無線局の周波数移行が必要な場合には最大 20 年間。

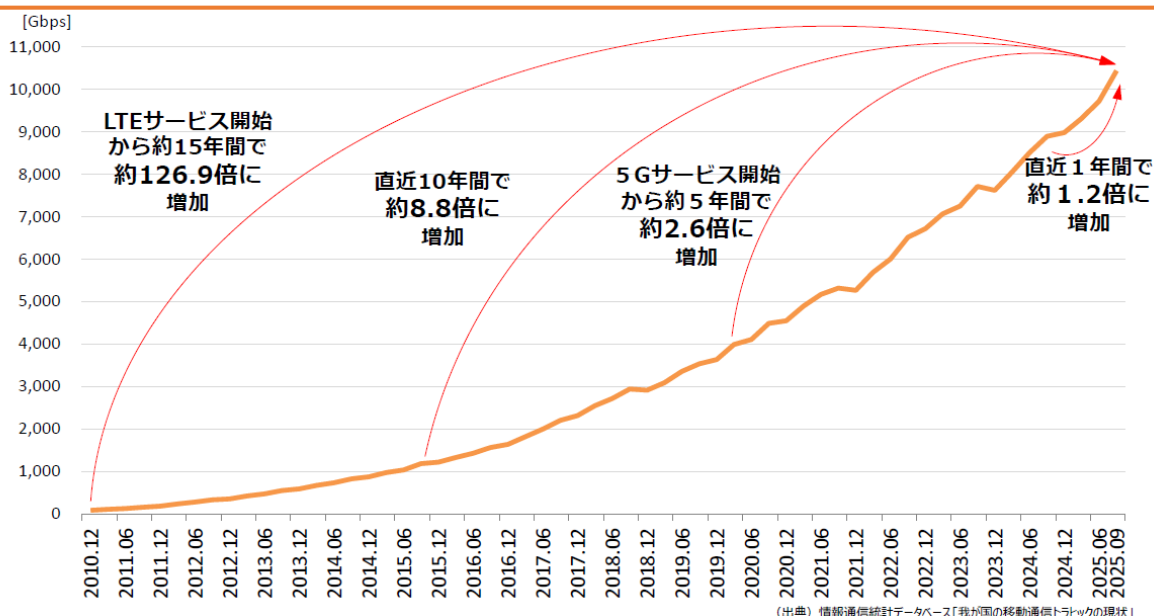
る状況にある。

移動通信トラフィックは、A I の普及拡大等によって今後も増加を続けることが見込まれており、我が国における将来的なトラフィック需要の見通しは、自動運転・メタバース・生成A I などのユースケースの拡大によるデータ通信量の増大により、2020 年比で 2030 年には約 14 倍、2040 年には約 348 倍まで爆発的に増加するとの予測³もある。

移動通信トラフィックの動向（月間平均トラフィック）

36

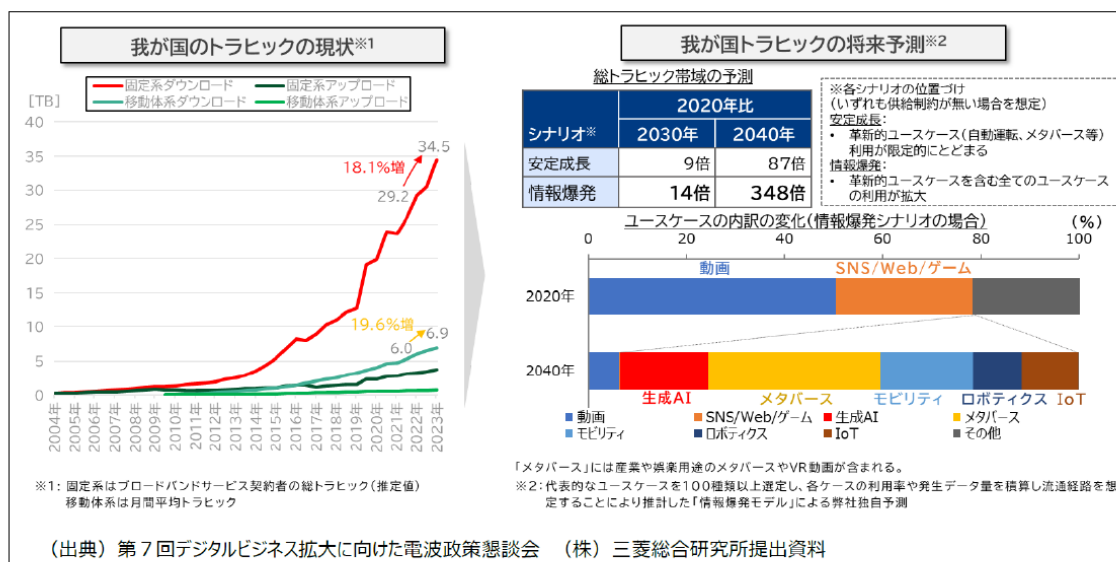
- 移動通信事業者 7 者※の移動通信に係るトラフィック量（非音声）を集計・分析
※ 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社
- 移動通信トラフィック（月間平均トラフィック）は急増しており、**直近10年間で約8.8倍に増加**。
- LTEサービス開始（2010年12月）から約15年間で約126.9倍、5Gサービス開始（2020年3月）から約5年間で約2.6倍に増加。



【図 作業班資料 1－3 p 36】

³ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書（2024 年 8 月）

- 我が国における今後のトラフィック需要は、自動運転・メタバース・生成AIなどのユースケースによるデータ通信量の増大により、**2020年比で2030年には約14倍、2040年には約348倍まで爆発的に増加するとの予想もある。**



デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書より抜粋

【図 作業班資料1-3 p40】

1-2-4 モバイルネットワーク整備に関する最近の動向

5Gネットワークは、平成31年4月に5G専用周波数の割当が行われて以降、携帯電話等事業者による整備が進められ、5G基地局数は、令和6年度末時点で30.2万局（前年同月比+4.2万局）となっている。他方で、その増加のスピードは徐々に鈍化している状況にある。

令和6年度の周波数毎の5G基地局数の動向を見ると、4.2万局の増加分のうち3.2万局がローバンド・ミッドバンド⁴の周波数を使用するものであり、5G専用割り当てられた周波数帯であるSub6⁵及びミリ波⁶を使用する5G基地局の増加数は0.9万局に留まっている。

⁴ 700MHzを超え3.6GHz以下の周波数

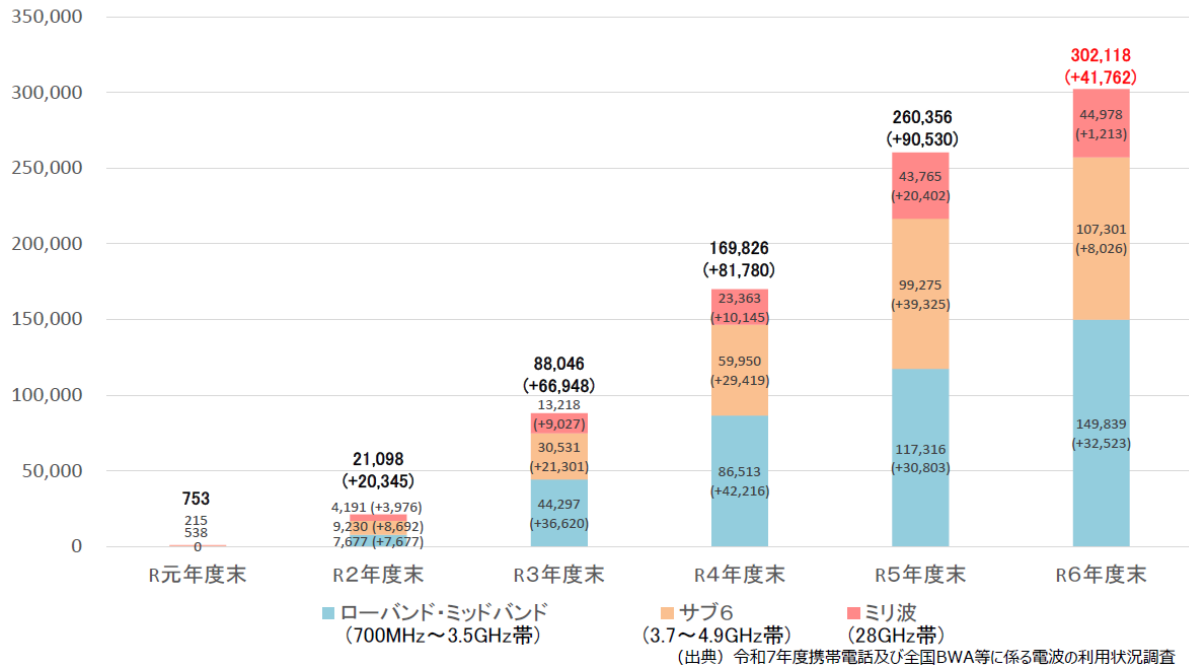
⁵ 3.6GHzを超え5.0GHz以下の周波数

⁶ 27.0GHzを超え29.5GHz以下の周波数

5 Gの整備状況（基地局数の推移）

9

- 5 G基地局数は2025年3月末時点で30万局を超え、前年度から約4万局増加しているが、増加のスピードは鈍化。
- 特に4 Gからの転用周波数であるローバンド・ミッドバンドの5 G基地局数が増加。



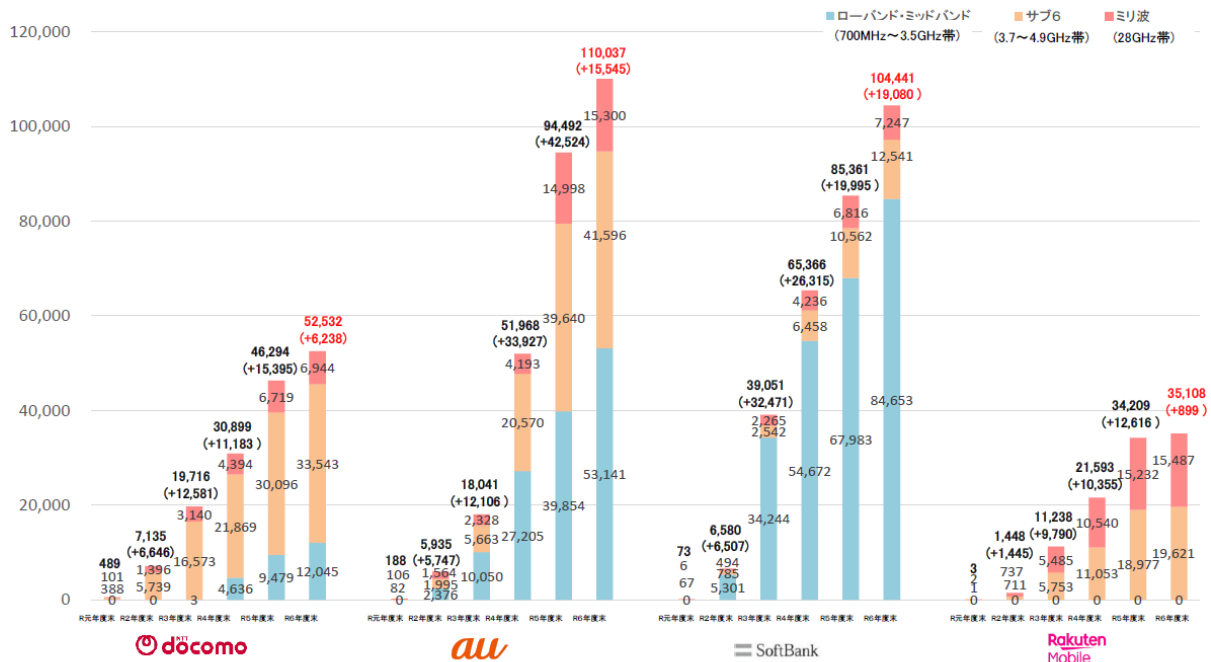
【図 作業班資料1－3 p 9】

また、5 G基地局の整備状況を携帯電話等事業者毎に見た場合、5 G基地局数や使用する周波数に差異があり、携帯電話等事業者によって、5 Gネットワークの整備の進捗状況や進め方が大きく異なることがうかがえる。

5 Gの整備状況（事業者別の基地局数の推移）

11

- 携帯電話事業者によって、5 Gネットワークの展開戦略が異なることがうかがえる。



(出典) 令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の利用状況調査

【図 作業班資料1-3 p11】

1-2-5 「デジタルインフラ整備計画2030」の策定

令和7年6月11日、総務省は、2030年頃を見据え、必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るため、「デジタルインフラ整備計画2030」を策定・公表した。

モバイルネットワークも、光ファイバ及び非地上系ネットワーク（NTN）等と並んで主要な柱の1つとなっており、「5Gならではの」の実感を伴う高品質な通信サービスの普及拡大、非居住地域を含めた通信環境の確保に向けて、5G人口カバー率、5G基地局数やSub6展開率等の具体的な整備目標が掲げられている。

デジタルインフラ整備計画2030（概要）（2025年6月公表）

44

- 2030年頃を見据え、必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、デジタルインフラの整備を一体的・効率的に推進。

A I 時代の新たなデジタルインフラの推進

データセンター・海底ケーブル・AI	オール光ネットワーク（APN）	次世代情報通信基盤・量子暗号通信
● ワット・ビット連携による効率的なデータセンターや海底ケーブルの整備により、地方におけるAI利用を推進 具体的な取組 －データセンターや海底ケーブルの地方分散を支援 －データセンター等におけるAPN整備を支援 －データセンター間をAPNで接続する実証事業を支援	● 次世代の基幹インフラとして位置づけ、必要な技術を確立し、本格的な展開を開始 具体的な取組 －複数事業者間の相互接続・連携技術の確立 －ユースケース等のテストベッドの段階的整備	● AI社会を支えるインフラとして、低遅延・高信頼・低消費電力な次世代情報通信基盤を実現 ● 量子暗号通信の社会実装を実現 具体的な取組 －研究開発・国際標準化の重点的な支援 －量子暗号通信テストベッドの拡充・高度化によるユースケース創出や革新的技術の研究開発の推進

新たなデジタルインフラやデジタル技術の活用を支えるネットワークの構築

光ファイバ	モバイルネットワーク	非地上系ネットワーク（NTN）
● 未整備地域を解消し、整備されたネットワークを、あらゆる政策手段により維持 具体的な取組 －光ファイバの整備 －B Bユニバーサルサービスの確保 －公設設備の民間移行の促進	● 「5 Gならではの」実感を伴う高品質な通信サービスの普及拡大、非居住地域を含めた通信環境の確保 具体的な取組 －高周波数帯（サブ6・ミリ波）を利用可能なエリアの拡大 －多様な手段による通信インフラの整備 －道路・鉄道トンネルにおける電波遮へい対策の推進	● 衛星通信、HAPS等を活用し、離島、海上、山間部を含めて、我が国のあらゆる地域で高度な通信サービスが利用できる環境を実現 具体的な取組 －衛星コンステレーション等による衛星通信サービスの高度化の推進 －HAPSの国内導入の支援

横断的な事項

通信インフラの強靱化・災害復旧体制の強化：携帯電話基地局の強靱化、官民連携による災害時の通信復旧体制の強化

インフラ整備とソリューションの一体的推進：面的展開を見据えたプロジェクトによる地域課題解決、自動運転を支える通信環境確保、エッジAI活用

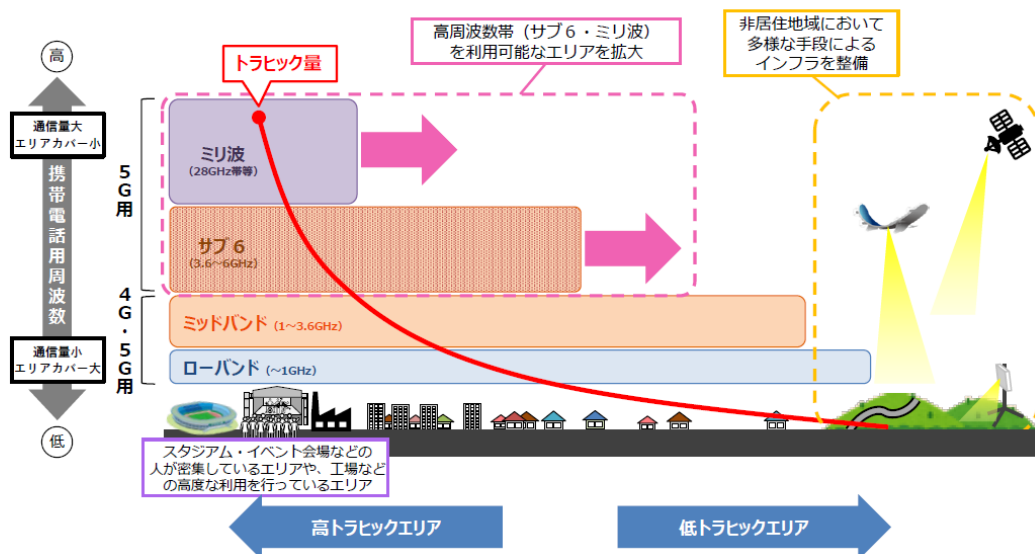
官民の役割分担：民間企業の主体的な整備を基本としつつ、官民が連携してインフラ整備に取り組む場合の基本的な考え方を整理

2030年頃を見据えたモバイルネットワークの整備イメージ

45

トラフィックの需要や利活用シーンに応じたメリハリ及び厚みのあるモバイルネットワークの整備を目指す。

- 5Gの特長を生かした高品質な通信サービスの普及拡大のため、高周波数帯（サブ6・ミリ波）を利用可能なエリアを拡大
- 非居住地域を含む通信環境の確保に向けて、多様な手段による柔軟なインフラ整備を促進



- 2030年頃のモバイルネットワークについて、高周波数帯（サブ6・ミリ波）の一層の活用・5G SAの普及等により、超高速・低遅延・多数同時接続といった5Gの特長を活かした高品質な通信サービスが広く普及するとともに、道路等の非居住地域であっても通信環境の確保が求められる地域については、多様な手段によるインフラ整備が進んでいる姿を目指す。
- 上記を踏まえた具体的な整備目標は、次のとおり。

- 5G人口カバー率
2030年度末：全国・各都道府県99%（2024年度末実績：全国98.4%）
- サブ6展開率（複数事業者のサブ6基地局が展開されているエリア）
2027年度末：90%、2030年度末：95%（2024年度末実績：75.5%）
- ミリ波基地局数
2027年度末：合計5万局、2030年度末：合計7万局（2024年度末実績：4.5万局）
- 都道府県庁及び市区町村の本庁舎の5Gエリアカバー
2025年度末：100%（2024年度末実績：98.6%）
- 5G基地局数
2025年度末に合計30万局、（2024年度末実績：30.2万局）
2030年度末に合計60万局（うちインフラシェアリングによるものは30万局）うちインフラシェアリングによるものは16.5万局
- 5G SA
今後整備するサブ6・ミリ波を使用する5G基地局は、原則として全て、将来的にはSA対応が可能となる基地局として整備
- 道路カバー率（高速道路及び国道）
2030年度末：99%、高速道路については100%

【図 作業班資料1-3 p44～46】

1-3 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置

1-3-1 携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題

携帯電話等周波数については、これまで、特定基地局の開設計画制度に基づき、周波数割当ての際に開設計画（基地局数やカバレッジ等）の提出を求め、当該計画の履行義務を課すことでインフラ整備が進められてきた。

他方で、携帯電話等周波数の新規割当てが一巡しつつある中、今後、開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれており、認定期間満了後の周波数帯について対応の在り方について検討が必要である。

このような中、移動通信トラフィックは今後も増加することが見込まれ、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、開設計画の認定期間満了後も引き続き携帯電話等事業者によるインフラ整

備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが重要である。

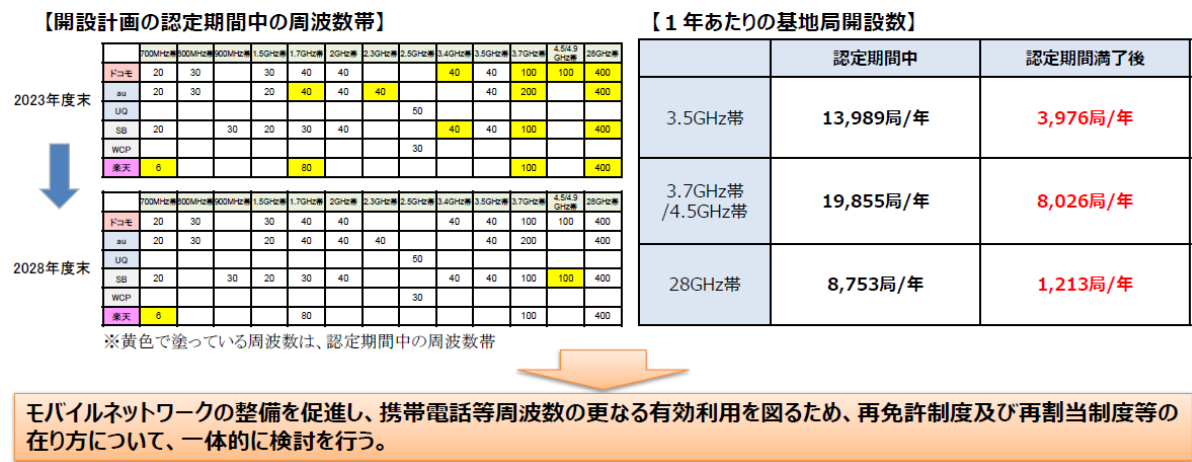
あわせて、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も踏まえつつ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保していくことも必要である。

以上を踏まえ、モバイルネットワークの整備を促進し、携帯電話等周波数の更なる有効利用を図るため、再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行うこととした。

携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題

6

- 携帯電話等周波数については、これまで、特定基地局の開設計画制度に基づき、周波数割当ての際に開設計画（基地局数やカバレッジ等）の提出を求め、当該計画の履行義務を課すことでインフラ整備が進められてきた。
- 他方で、今後、開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれており、認定期間満了後の周波数帯について対応の在り方について検討が必要である。
- このような中、移動通信トラフィックは今後も増加することが見込まれ、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが重要である。
- あわせて、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も踏まえつつ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保していくことも必要である。



【図 作業班資料 1－1 p 6】

1－3－2 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置

情報通信審議会は、令和 7 年諮問第 30 号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」に基づき、調査検討を行うため、令和 7 年 2 月に情報通信技術分科会の下に委員会が設置されている。

1－3－1で述べた課題を踏まえ、委員会は、令和7年諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」に基づき、令和8年3月、携帯電話等周波数の有効利用について、専門的な見地から、具体的かつ集中的な検討を行うため、委員会の下に作業班を設置した。

携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置①

8

1. 背景・目的

- 携帯電話等周波数については、移動通信トラフィックの増加に対応し、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていくため、開設計画の認定期間満了後も、引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが求められている。
- また、2027年10月には携帯電話等周波数無線局の一斉再免許が予定されており、上記の観点から対応の方向性について検討する必要がある。
- これらを踏まえ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保しつつ、携帯電話等周波数の更なる有効利用を促進する観点から、当該周波数の再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行うため、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に作業班を設置する。

2. 検討事項

- ① 携帯電話等周波数無線局の再免許制度の在り方
- ② 携帯電話等周波数の再割当制度の在り方
- ③ その他携帯電話等周波数の有効利用促進に係る制度検討の実施に必要な事項

3. 構成員

氏名（敬称略・五十音順）	所属
池永 全志	九州工業大学 大学院 工学研究院 電気電子工学研究系 教授
佐藤 英司	福島大学 経済経営学類 准教授
穴戸 聖	成蹊大学 法学部 准教授
中島 美香	中央大学 国際情報学部 教授
林 秀弥	名古屋大学 大学院 法学研究科 教授
藤井 威生（主任）	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

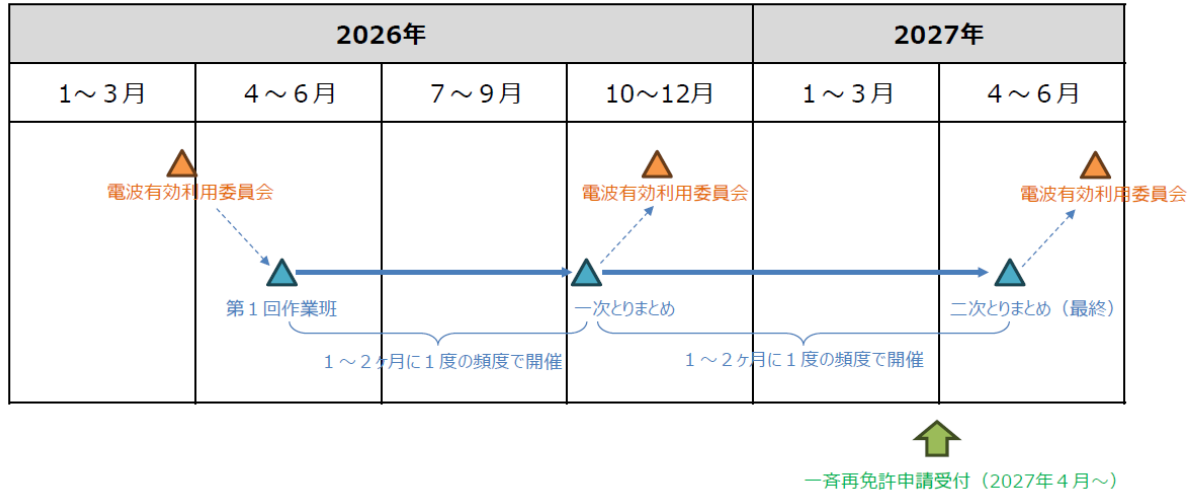
【図 作業班資料1－1 p 8】

作業班の検討は、2段階で進めることとした。

まず、令和9年10月に予定されている携帯電話等無線局の一斉再免許に向け、必要な制度的対応等について検討を行うこととし、その検討の結果を本年秋頃にとりまとめる（一次とりまとめ）こととした。

その後、再免許制度及び再割当制度等の在り方について一体的に検討を行い、来年春頃にとりまとめる（二次とりまとめ）予定としている。

4. スケジュール



【図 作業班資料1－1 p 9】

以降、本報告については、一次とりまとめに向けて、令和9年10月に予定されている携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた必要な制度的対応等について、検討の結果をとりまとめたものである。

第2章 検討に当たっての基本的な考え方

第2章は、次章以降の携帯電話等無線局の一斉再免許に関する具体的な検討を行うに当たっての基本的な考え方等を示したものである。

2-1 一斉再免許の基本的な考え方

携帯電話等無線局の一斉再免許に関する具体的な検討を行うに当たり、次の点を基本的な考え方として位置付けた。

①携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性

- 携帯電話等は、社会全体のデジタル化が急速に進展する中、我が国の国民生活や経済活動に必要不可欠な極めて公共性の高いインフラであり、質と面の双方において、5Gをはじめ、モバイルネットワークの一層の拡充が求められている。
- 携帯電話等周波数は、有限希少な国民の共有財産である電波のうち、使いやすく需要の高い周波数帯について、広範囲の地域において同一の者に割り当てられる。したがって、その免許人の地位は極めて重大であり、その地位に相応しい電波の有効利用が求められる。

②再免許の法的性格（新たに免許を付与する処分）

- 再免許は、既存免許の更新ではなく、無線局の免許の有効期間の満了と同時に旧免許内容を存続して新たに免許を付与する処分である。
- したがって、再免許の際には、電波の公平且つ能率的な利用を確保する観点から改めてその適正性を審査することが求められる。

③政策的見地から必要と認められる事項の制度的担保

- 携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性に照らして政策的見地から必要と認められる事項については、再免許の際の審査事項とする等により、制度的に担保することが求められる⁷。

⁷ 例えば、フランスでは、2018年1月に策定された「New Deal Mobile」政策に基づき、2021

①携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性

- 携帯電話等※¹は、社会全体のデジタル化が急速に進展する中、我が国の国民生活や経済活動に必要不可欠な極めて公共性の高いインフラであり、質と面の双方において、5Gをはじめ、ネットワークの一層の拡充が求められている。
- 携帯電話等周波数は、有限希少な国民の共有財産である電波のうち、使いやすく需要の高い周波数帯について、広範囲の地域において同一の者に割り当てられる。したがって、その免許人の地位は極めて重大であり、その地位に相応しい電波の有効利用が求められる。

※1 全国BWA(Broadband Wireless Access)を含む。以下同じ。

②再免許の法的性格（新たに免許を付与する処分）

- 再免許は、既存免許の更新ではなく、無線局の免許の有効期間の満了と同時に旧免許内容を存続して**新たに免許を付与する処分**。
- したがって、再免許の際には、電波の公平且つ能率的な利用を確保する観点から**改めてその適正性を審査**することが求められる。

③政策的見地から必要と認められる事項の制度的担保

- 携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性に照らして政策的見地から必要と認められる事項については、再免許の際の審査事項とする等により、**制度的に担保**することが求められる※²。

※2 フランスでは、2018年1月に策定された「New Deal Mobile」政策に基づき、2021～24年に順次満了予定であった既存免許に対し、地方における4Gエリアカバレッジ拡大等の追加義務を付した上で既存免許の条件変更として再割当が行われた。

【図 作業班資料4－1 p5】

2－2 検討の進め方

2－1で示した基本的な考え方を踏まえて、次の2つの観点から携帯電話等無線局の一斉再免許に関する具体的な検討を行うこととする。

①制度的な対応の考え方（→第3章）

第1に、一斉再免許に向けた制度的な対応の考え方である。

携帯電話等無線局の一斉再免許に係る現行制度においては、一斉再免許の申請の際に提出する将来業務計画について形式的な審査のみに留まっていること等を踏まえ、今後の制度的な対応の方向性について検討を行った。

～24年に順次満了予定であった既存免許に対し、地方における4Gエリアカバレッジ拡大等の追加義務を付した上で既存免許の条件変更として再割当が行われた。

詳細については、第3章のとおりである。

②審査基準に係る対応の考え方（→第4章）

第2に、将来業務計画の審査基準に係る対応の考え方である。

令和9年10月の携帯電話等無線局の一斉再免許に向けて、再免許の申請の際に提出する将来業務計画について、その内容の適正性を判断するための審査基準の在り方について、今後の対応の方向性について検討を行った。

詳細については、第4章のとおりである。

第3章 次期一斉再免許に向けた制度的な対応の方向性

第3章は、令和9年10月の携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた制度的な対応の方向性について、その検討結果をまとめたものである。

3-1 論点

特定基地局の開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれる一方で、移動通信トラヒックは今後も増加することが見込まれる中、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備を促進するため、令和9年10月の携帯電話等無線局の一斉再免許に向け、制度的な対応の在り方をどのように考えるか。

3-2 主な意見

3-2-1 構成員からの主な意見

- ・ 再免許は、既存免許の更新ではなく、法的には新たな免許の付与と同一の性格を有するもの。したがって、過去の免許期間における利用実績も踏まえた上で、電波の公平且つ能率的な利用を確保する観点から新たに改めて審査を行うことが制度的には求められる。ある種の政策誘導として、例えば、「デジタルインフラ整備計画2030」⁸が掲げる政策目標を免許条件として組み込むことで、次の免許期間における有効利用を制度的に担保する仕組みも考えられる。
- ・ 有効利用評価の結果を一斉再免許の審査にどう反映させるのかという観点も必要。
- ・ 将来業務計画のフォローアップの実施結果の公表について、情報公開の頻度を上げることは、寡占市場での事業者間の暗黙の協調を促しかねないので、競争法の観点からも検討することが望ましい。

⁸ 令和7年6月11日総務省公表。2030年頃を見据え、必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るために策定された。

- 将来業務計画の達成状況については継続的な評価が必要であるが、電波監理審議会が毎年実施する有効利用評価との間で審査基準や評価項目に矛盾が生じないよう整合性を確保するとともに、事業者の報告負担が過大とならないよう配慮すべきである。
- 実績が計画と乖離した場合について、再免許が認められる正当な理由の判断基準をある程度示していく必要がある。また、その乖離の程度に応じた段階的措置についても議論の余地がある。正当な理由の判断や段階的措置の考え方を順次明らかにすることが、審査の透明性や事業者の予見可能性の確保の観点からも望ましいと考えられる。
- 将来業務計画未達に対する正当化事由の適用や段階的措置は必要であるものの、コロナ禍のような不可抗力を理由とした免責については客観的な検証が困難であることから、正当化事由の適用はあくまで例外的な場面に限定し、他の理由の隠れみのとならないよう慎重に運用すべきである。
- 将来業務計画の変更手続については、事業者が環境変化等を理由に下方修正する場合のみならず、トラヒックの伸びが当初計画を上回り、計画を達成してもなお利用者ニーズに応えられない場合における上方修正の手続についても検討が必要と考えられる。

3-2-2 事業者からの主な意見

- 市場動向、技術動向、利用者ニーズ、地域性、周波数帯域の特性等を踏まえた合理的な審査基準を策定することが望ましい。
- 社会環境や技術動向の変化を踏まえ、必要に応じて将来業務計画の修正が可能な仕組みを設けることが望ましい。
- 開設計画に従って開設する特定基地局については、将来業務計画の適用対象外とすべきである。
- 無線機のモダナイゼーション等、局数やカバー率の向上に直接は寄与しない通信品質の向上施策も評価すべきである。
- 将来業務計画の進捗について有効利用評価と一体的に評価することが望ましい。

3－3 考え方

携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた制度的な対応については、第2章の検討に当たっての基本的な考え方及び主な意見を踏まえ、次の点が確保されるよう、必要な制度整備等を行うことが適当である。

①将来業務計画の適正な審査

- ・ 将来業務計画の記載内容について審査基準を策定し、将来的な携帯電話等周波数の有効利用が確保されるかどうかという観点から、その適正性について審査を実施する。

②将来業務計画の着実な実施

- ・ 各携帯電話等事業者の将来業務計画の内容については、再免許時に原則公表する。
- ・ 将来業務計画の進捗状況については、毎年度実施する電波の利用状況調査の枠組みも活用しつつ、定期的にフォローアップを実施する（進捗状況の確認の結果についても、競争環境の適正な確保に留意しつつ、原則公表する。）。
- ・ 免許期間満了時における将来業務計画の達成状況については、今後の一斉再免許の免許要件とし⁹、これを審査基準に盛り込む。

③将来業務計画の変更手続の整備

- ・ 一斉再免許後に、再免許申請時に予測が難しい環境変化が生じた場合に備え、将来業務計画の変更を可能とする手続を整備する。

④その他

- ・ 開設計画の認定期間中の周波数帯に係る基地局（特定基地局）については当該計画の遵守が別途求められることから、将来業務計画によらずに再免許を行う¹⁰。価額競争によって割り当てられ、認定期間中の周波数帯に係る無線局（特定高周波数無線局）も同様とする。

⁹ このほか、将来業務計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じることとする。

¹⁰ 次期免許期間中に開設計画の認定期間満了を迎える帯域については、満了後の期間の将来業務計画を審査する。

- ネットワークを一体的に構築する事業者¹¹については、将来業務計画を一体的に作成し、審査を行う。

¹¹ 全国BWA事業者とキャリアアグリゲーションを行う携帯電話事業者、地域ごとに連携する複数の携帯電話事業者 等

第4章 次期一斉再免許に向けた審査基準に係る対応の方向性

第4章では、令和9年10月の携帯電話等無線局の一斉再免許に向けて、将来業務計画の内容の適正性を判断するための審査基準に係る対応の方向性について、その検討結果をまとめた。

4-1 論点

携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた制度的な対応については、第3章で示したとおり、将来業務計画の記載内容について審査基準を策定し、将来的な携帯電話等周波数の有効利用が確保されるかどうかという観点から、その適正性について審査を実施することとした。

第2章で示した基本的な考え方を踏まえ、携帯電話等インフラの質と面の双方における5Gをはじめとするネットワークの一層の拡充、携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性に照らして、政策的見地から必要と認められる事項の観点から、将来業務計画の審査基準の在り方について、対応の方向性についてどのように考えるか。

4-2 主な意見

4-2-1 構成員からの主な意見

- 携帯電話等は数千万の利用者を抱える公共インフラであり、免許人が変更となった場合にはサービスの継続性が損なわれ、利用者保護に重大な支障を生じかねないため、再免許の審査に当たっては、その可否を判断するだけでなく、条件の付与や段階的措置等を講じることができるよう制度的に担保することが求められる。
- ある種の政策誘導として、例えば、「デジタルインフラ整備計画2030」が掲げる政策目標を免許条件として組み込むことで、次の免許期間における有効利用を制度的に担保する仕組みも考えられる。(再掲)
- 政策目標については、その水準に達しているかの観点だけでなく、事業者が整備計画を前倒しで達成している場合や、電波の有効活用を他社に先駆けてやっている

場合に、それを高く評価する仕組みも考えられる。

- 基地局数等の量的な指標だけでなく、通信品質の向上に資する取組や周波数利用効率そのものの改善等の質的な観点についても十分な配慮をすることが望ましい。
- 年1回の有効利用評価に伴う情報提供のタイミングに合わせて、設置工事等が情報提供期限の直前に集中するいわゆる突貫工事が多発することは、工事従事者への負荷等の観点からも望ましくないため、年間を通じて整備計画が平準化されている場合はそれも評価される仕組みを設けることが重要である。
- 再免許の今後の条件等を検討する際、地方に関する部分についても丁寧に見ていく必要がある。
- 審査基準については、特定の指標に偏り過ぎないように留意する必要がある。

4-2-2 事業者からの主な意見

<トラフィック増加の見通し（4G/5Gごと、エリアごと）>

- トラフィックの増加は継続していくことが見込まれており、その見通しは、少なくとも移動通信トラフィックの直近の伸び（毎年約 1.15～1.2 倍の増加）を想定している。
- 更に、AI や自動運転等の新たなユースケースの動向次第では、想定を上回るトラフィックが発生する可能性もある。
- トラフィックの増加は都市部の人口密集地において顕著。他方、ルーラルエリアではトラフィックの減少が見込まれる地域もある。
- トラフィック増は5Gが牽引。一方で4Gはトラフィックの減少が見込まれている。

<トラフィック増加を踏まえた各周波数帯の特性に応じたネットワークの展開方針>

- 各周波数帯を技術的特性に応じて使い分けながらネットワークを展開している。
- 低い周波数帯はエリアカバー・ベーストラフィック処理（TDD 帯域についてはトラフィック対策）、Sub6 は面的なトラフィック対策、ミリ波はスポット的なトラフィック対策として用いている。

- 5 G 基地局数について、基地局の新設や既設基地局の更改により増設を計画している。

＜高トラヒックエリア（都心部やイベント会場等）における展開方針＞

- ローバンド・ミッドバンドに Sub6・ミリ波を加えた厚みのあるエリア構築を行っている。
- 小セル化／局密度の引き上げ。
- 通信リソースの優先制御、Dual Band Massive MIMO Unit、ミリ波中継器、反射板などの新技術の活用。

＜NR化に向けた展開方針＞

- 基地局の新設や既設基地局の更改により、4 G 周波数の 5 G 化（NR 化）を進めていく計画である。
- 電波の回り込み特性に優れ、広域をカバーできる既存 4 G 周波数を Sub6 の補完として最適に組み合わせることで、面的にも途切れにくい 5 G 通信環境の実現を目指している。
- 他方、4 G については、トラヒックは低下する見込みであるものの、当面の間は 4 G を維持する観点から次の意見もあった。
 - 4 G も継続的に提供していくものの、5 G Ready の無線機へ順次交換
 - 5 G 専用周波数（Sub6・ミリ波）の構築を優先した後、既存 4 G 周波数の NR 化を推進

＜SA化に向けた展開方針＞

- 5 G SA のエリア拡大を進めていく方針。
- 5 G SA の導入により通信品質を向上させるとともに、ネットワークスライシング技術の活用等による独自のサービスを提供。

＜ルーラルエリア等、カバレッジの確保に向けた展開方針＞

- ルーラルエリアについて、低い周波数帯を中心に広範囲を効率的にカバーするほ

か、4 G周波数帯をNR化することで5 Gを面的に展開。

- 基地局の設置が困難な地域や災害時の通信の確保等のため、衛星ダイレクト通信をはじめとするNTNを積極的に活用する方針。
- 可搬型基地局等の臨時に設置する基地局の活用も検討。

＜モバイルネットワーク強靱化に向けた展開方針＞

- 基地局の停電対策（バッテリー72 時間化を含む）や伝送路冗長化によるモバイルネットワークの強靱化。
- 衛星ダイレクト通信をはじめとするNTNの活用（地上網以外のネットワークによるモバイルネットワークの冗長化）。

＜6 Gへの対応＞

- 6 G国際標準仕様の策定や6 G用周波数の確保に向けた取組を実施。
- センチメートル波に対応する機器の実証。
- 無線アクセスネットワーク制御技術の更なる高度化。

＜その他＞

- AIを活用したネットワークの自律運用により、運用効率化と品質向上を実現している。
- 各事業者が切磋琢磨することで、日本の通信品質は世界的に高評価されている。
- 今後も新しい基地局を増やす一方、適宜、既存サイトの最適化による品質向上も必要である。
- 認定期間満了後は、必ずしもネットワーク拡大の継続が最適とは限らず、例えば、RAN構成の最適化等、電波利用の効率化は認められるべきである。
- 今後の更なるトラフィックの増大を見据えた携帯電話等周波数の割当てが重要。特にユーザの多い都心部での通信に適した周波数帯が必要。他業種・他事業者に割り当てられている周波数帯も含め割当てを検討いただきたい。

4－3 次期一斉再免許に向けた審査基準に係る対応の方向性

①移動通信トラヒックの増加に対応した携帯電話等周波数の有効利用の促進

- ・ 将来的な移動通信トラヒックの増加に対応した携帯電話等周波数の有効利用の程度を審査する。
- ・ 移動通信トラヒックは、近年、年 1.15～1.2 倍のペースで増加しており、特に 5 G の伸びが大きい。A I の普及動向等により、更なる増加が見込まれることも踏まえ、次期免許期間のトラヒックについて、5 G を中心に最低でも同様のペースで増加し続けることを前提とする。あわせて、トラヒックの増加の程度については、周波数帯や地域によって格差が存在することも勘案する。
- ・ 具体的な審査基準については、「デジタルインフラ整備計画 2030」に盛り込まれた整備目標を十分に勘案する。

②周波数帯ごとの技術的特性に応じた審査

- ・ 各周波数帯の技術的特性を踏まえた審査を実施するため、①ローバンド・ミッドバンド(715MHz～3.6GHz の周波数)、②Sub 6 (3.6～5.0GHz の周波数)、③ミリ波(25.25～29.5GHz の周波数) ごとに審査基準を策定する。

③周波数帯共通の審査

- ・ ①で示した移動通信トラヒックの増加に対応した携帯電話等周波数の有効利用の程度を図る指標のうち、最も重要な 5 G 基地局数（NR 化¹²を含む。）を重点的に審査する。
- ・ その他、5 G S A¹³の普及、非居住地域を含めたエリアカバレッジの拡大、ネットワークの強靱化、6 G への対応など、携帯電話等インフラの一層の拡充に向けて周波数帯共通で取り組むべき事項について審査基準を策定する。

④事業者ごとの状況を勘案した個別の措置

- ・ 上記のほか、透明性・公平性を確保しつつ、事業者ごとの状況（割当周波数幅、基

¹² 4 G 周波数の 5 G (New Radio) 化

¹³ 5 G Stand Alone (5 G 専用設備のみで構成された 5 G)

地局数、NR化の進捗の程度、陸上移動局数、5G SAの普及の程度等）を勘案して将来業務計画の審査を実施し、必要に応じて一斉再免許の際に個別に条件を付与する。

4-4 具体的な審査基準の考え方

4-4-1 周波数帯ごとの技術的特性に応じた審査

<ローバンド・ミッドバンド>

- ローバンド・ミッドバンドは、電波の回り込み特性に優れ、広域をカバーできることから、主にエリアカバーとベーストラヒック処理に用いられる。そのため、周波数の有効利用についても、カバレッジを中心に見ていくことが望ましい。
- 次期免許期間においては、地方を含めたカバレッジを最低でも現行水準で維持すること、4Gの利用動向も踏まえつつ5G化（NR化）を進めてネットワークの高度化を地方まで広げていくことが必要。
- また、ローバンド・ミッドバンドのうち、比較的高い周波数帯については主にトラヒック対策として用いられることにも留意が必要。
- これらを踏まえ、主に、携帯電話等インフラ全体のカバレッジのほか、「デジタルインフラ整備計画 2030」の整備目標も踏まえ、5Gのカバレッジ及び5G基地局数に基づいて審査を行うこととする。

<Sub6>

- Sub6 は、5G専用の周波数であり、主に面的なトラヒック対策として用いられることから、次期免許期間においては、今後のトラヒックの増加に対応するため、高トラヒックエリアを適切にカバーしつつ、基地局数を増やして局密度を引き上げていくことが求められる。
- そのため、「デジタルインフラ整備計画 2030」の整備目標も踏まえ、主に基地局数及びSub6展開率に基づいて審査を行うこととする。

<ミリ波>

- ミリ波は、5 G専用の周波数であり、主にイベント会場や繁華街等の人流が集中するエリアにおいて、スポット的なトラヒック対策として用いられることから、「デジタルインフラ整備計画 2030」の整備目標も踏まえ、主に基地局数に基づいて審査を行うこととする。

4-4-2 周波数帯共通の審査

<5 G基地局数（NR化含む）>

- 将来的なトラヒックの増加に対応したネットワークの設備容量を図る指標のうち、最も重要な指標である5 G基地局数（NR化含む）について、「デジタルインフラ整備計画 2030」の整備目標を十分に勘案しつつ、重点的に審査を実施する。
- 審査に当たっては、基地局の増設と同等の効果が期待される対策（マルチセクタ化等）についても考慮する。

<5 G SAの普及>

- 5 Gならではの高品質な通信サービスの実現に向けて、5 G SAの普及拡大が必要不可欠であり、5 Gエリアは原則として5 G SAの利用を可能とすることが望ましい。
- これを踏まえ、主に5 G SAの基地局数及びカバレッジに基づいて審査を実施する他、SA対応エリアに関する利用者への適切な周知についても審査事項とする。

<非居住地域を含めたエリアカバレッジの拡大>

- 非居住地域を含めた携帯電話等インフラの普及に向けて、NTN¹⁴等の多様な手段を適切に組み合わせたエリアカバレッジの拡大に向けた取組について審査を実施する。
- 携帯電話等インフラ全体のカバレッジを最低でも現行水準で維持することを求める（ローバンド・ミッドバンドの項目を参照）とともに、地域のニーズを踏まえた

¹⁴ Non-Terrestrial Network（非地上系ネットワーク）。衛星直接通信やHAPS（High Altitude Platform Station）を含む。

更なる整備に向けた取組について審査を実施する。

＜ネットワーク強靱化＞

- モバイルネットワークの強靱化について、次の観点から審査を実施する。
 - NTN等の様々な手段を適切に組み合わせた災害に強い多層的なネットワークの構築
 - 基地局の停電対策や伝送路冗長化などのモバイルネットワーク（地上網）の更なる強靱化

＜6Gに向けた対応等＞

- 6Gに向けた国際標準化活動に関する取組や、無線機器・無線制御技術の更なる高度化・実用化に向けた取組等に基づき審査を実施する。
- インフラシェアリング及び通信品質の向上に資する取組その他携帯電話等周波数の有効利用のために必要な事項についても審査を実施する。

4-4-3 その他必要な事項

- 携帯電話等周波数の割当て当時の規定（特定基地局の開設指針）等を踏まえ、次の事項についても将来業務計画に記載し、審査を実施することとする。

【主な事項】

- 基地局の整備に必要な設備調達、設置場所・工事の確保（基地局等整備に係る施工時期の平準化に向けた取組も含む）
- 基地局の運用・保守管理に必要な有資格者等の確保
- 電気通信設備の安全・信頼性の確保
- 法令遵守、個人情報保護、利用者利益保護の確保
- MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による基地局の利用の促進
- 既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置

- ・ 特定の者への周波数の集中の防止（既存移動通信事業者へ事業譲渡等の禁止等）

第5章 その他の主な意見

5-1 構成員からの主な意見

- 事業者の基地局整備の取組が、ユーザ体感などの品質にどの程度の影響を与えているかは、利用者も関心がある。トラヒックの増加に対応した利用者の満足度を図る指標もあるとよい。
- 通信品質調査等によって屋内のミリ波帯のつながり具合等を調査するのは重要な取組。
- 事業者の開設計画の認定期間満了後における権限や義務等の明確化や再割当ての判断要素の明確化をすることが、事業者の予測可能性を高めることにもつながると考えられる。
- 非居住エリアのカバレッジ拡大に向けては、NTN等の活用に加え、地方部におけるインフラシェアリング等、競争領域から協調領域への移行が進むことを考慮し、あまねく携帯電話サービスが利用できる環境の整備を促すような審査の在り方についても、今後検討することが望ましい。

5-2 事業者からの主な意見

<再割当制度>

- 制度化されてからの期間が短く、運用に当たっての課題等が明確ではないため、議論の要否も含めて慎重な対応が必要。
- サービスの継続性に十分配慮しつつ、事業者が5Gや次世代ネットワークに向けた中長期的な設備投資を安心して継続できるよう、事業の「予見可能性」を担保した適切な制度運用が必要。
- 当面は現状を維持し、必要に応じて見直しを実施すべき（ただし、開設指針の制定の申出は予見性がないため、より慎重なプロセスが望ましい。）。
- 今後の更なるトラヒックの増大を見据えた周波数の割当てが重要。特にユーザの多い都心部での通信に適した周波数帯必要。他業種・他事業者に割り当てられている周波数帯も含め割当てを検討いただきたい。（再掲）

- 有効利用評価の結果に基づく再割当ては、現在、モバイル業界のみが対象となっているが、有限希少な国民の共有財産である電波の更なる有効利用のため、他業種にも同様に適用されるべき。

＜免許期間＞

- 次世代ネットワークへの投資促進の観点から、再免許期間を諸外国同等とする等の見直しを希望。

＜その他＞

- Sub6 以上の高周波数帯は、キャパシティ目的で利用されるものであるため、それらの有効利用評価の指標にカバー率を用いることは合理的ではない。
- 特定基地局開設料制度の下において、後発事業者が既存携帯事業者並みの周波数幅を確保するには、基地局設備などへの投資余力が制限されるため、特定基地局開設料制度の撤廃を行うべき。
- 無線局免許を取得する際には、隣接する既存免許人と干渉対策に関する協議を行い、合意を得ることとされているが、開設計画の達成のためには、既存免許人からの合理的でない条件を受け入れざるを得ない場合もあるため、行政も介入したルール策定・是正措置を講じるべき。
- 全国BWA帯域等（地域BWA帯域、ローカル5G帯域を含む。）の公平・能率的な活用を可能とする制度整備が必要。

第6章 今後の進め方

6-1 携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた今後の進め方

本報告では、令和9年10月に予定されている携帯電話等無線局の一斉再免許に向けて、制度的な対応や将来業務計画に係る審査基準の在り方など、基本的な対応の方向性を示した。

一斉再免許の申請受付は、令和9年4月頃からの開始が予定されていること等から、今後、総務省において、本報告で示した基本的な対応の方向性を踏まえ、一斉再免許に係る制度的な枠組みや将来業務計画に係る審査基準等について、本年度内に具体的な制度整備を速やかに進めることが求められる。

その際、特に将来業務計画に係る審査基準については、透明性・公平性を確保した審査が適正に行われるよう、関係者から意見を聴取しながら検討を進めることが望ましい。

また、制度整備後については、一斉再免許の申請受付の開始に向けて、各携帯電話等事業者が将来業務計画を適切に作成できるよう、審査基準の内容や申請手続の流れについて十分な周知を行うとともに、円滑な審査の実施に向けた必要な体制・環境の整備等を遺漏なく速やかに進めることが求められる。

6-2 作業班の今後の進め方

作業班では、第1章で示したように、引き続き、携帯電話等周波数の有効利用に向けて、再免許制度及び再割当制度等の在り方について一体的に検討を行うこととしており、来年春頃の二次とりまとめを目指して、第5章で示した意見も参考にしつつ、必要に応じて関係者からのヒアリング等を行いながら、精力的に検討を進めていく予定である。